

○ 学校法人会計基準の一部を改正する省令案新旧対照表

(傍線の部分)は改正部分)

別表第二 資金収支計算書記載科目 (第10条関係)

現 行		別表第一 資金収支計算書記載科目 (第10条関係)	
収入の部		収入の部	
科 目	大 科 目	科 目	大 科 目
学生生徒等納付金収入		授業料収入	学生生徒等納付金収入
		授業料、補講料等を含む。	授業料収入
入学金収入		入学金収入	入学金収入
		教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
実験実習料収入		実験実習料収入	施設設備資金収入
		施設設備資金収入	施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。
施設設備資金収入		手数料収入	手数料収入
		その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。	入学検定料収入
手数料収入			入学検定料収入
		その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。	試験料収入
			試験料収入
		編入学、追試験等のために徴収する収入をいう。	証明手数料収入
		在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。	証明手数料収入
		土地、建物等の現物寄付金を除く。	特別寄付金収入
		土地、建物等の現物寄付金を除く。	一般寄付金収入
		用途指定のある寄付金をいう。	一般寄付金収入
		用途指定のある寄付金をいう。	一般寄付金収入
		用途指定のない寄付金をいう。	一般寄付金収入
			補助金収入
			国庫補助金収入
			日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。
			地方公共団体補助金収入
			地方公共団体補助金収入
			資産運用収入
			奖学基金運用収入
			受取利息・配当金収入
			預金、貸付金等の利息、株式の配当金等をいい、奖学基金運用収入を除く。

「雑収入」へ		施設設備利用料収入	
資産売却収入	固定資産に含まれない物品の売却収入を除く。	資産売却収入	固定資産に含まれない物品の売却収入を除く。
施設売却収入		不動産売却収入	
設備売却収入			
有価証券売却収入		有価証券売却収入	
付随事業・収益事業収入	<p>補助活動収入 食堂、売店、寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。</p> <p>附属事業収入 附属機関（病院、農場、研究所等）の事業の収入をいう。</p> <p>受託事業収入 外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。</p> <p>収益事業収入 収益事業会計からの繰入収入をいう。</p>	<p>事業収入</p> <p>補助活動収入 食堂、売店、寄宿舎等教育活動に付隨する活動に係る事業の収入をいう。</p> <p>附属事業収入 附属機関（病院、農場、研究所等）の事業の収入をいう。</p> <p>受託事業収入 外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。</p> <p>収益事業収入 収益事業会計からの繰入収入をいう。</p>	<p>固定資産に含まれない物品の売却収入を除く。</p> <p>附属機関（病院、農場、研究所等）の事業の収入をいう。</p> <p>外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。</p> <p>収益事業会計からの繰入収入をいう。</p>
受取利息・配当金収入	<p>第3号基本金引当特定資産の運用による生ずる収入をいう。</p> <p>その他の受取利息・配当金収入 現金、貸付金等の利息、株式の配当金等をいい、第3号基本金引当特定資産運用収入を除く。</p>	<p>「資産運用収入」より</p>	<p>固定資産に含まれない物品の売却収入を除く。</p> <p>附属機関（病院、農場、研究所等）の事業の収入をいう。</p> <p>外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。</p> <p>収益事業会計からの繰入収入をいう。</p>
雑収入	施設設備利用料収入の負債となる上記の各収入以外の収入をいう。	雑収入	固定資産に含まれない物品の売却収入を除く。
	施設設備利用料収入	「資産運用収入」より	
	施設設備利用料収入	「資産運用収入」より	
借入金等収入	<p>長期借入金収入 その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。</p> <p>短期借入金収入 その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。</p> <p>学校債収入 翌年度入学の学生、生徒等に係る学生生徒等納付金収入その他の前受金収入をいう。</p>	<p>借入金等収入</p> <p>長期借入金収入 その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。</p> <p>短期借入金収入 その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。</p> <p>学校債収入 翌年度入学の学生、生徒等に係る学生生徒等納付金収入その他の前受金収入をいう。</p>	<p>長期借入金収入 その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。</p> <p>短期借入金収入 その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。</p> <p>学校債収入 翌年度入学の学生、生徒等に係る学生生徒等納付金収入その他の前受金収入をいう。</p>
	前受金収入	前受金収入	

授業料前受金収入			
入学金前受金収入			
実験実習料前受金収入			
施設設備資金前受金収入			
その他の収入	上記の各収入以外の収入をいう。	その他の収入	上記の各収入以外の収入をいう。
第2号基本引当特定資産取扱収入			
第3号基本引当特定資産取扱収入			
(回)引当特定資産取扱 収入			
前期未収入金収入	前会計年度末における未収入金の当該会計年度における収入をいう。		
貸付金回収収入			
預り金受入収入			
支出の部		支出の部	
科 目	備 考	科 目	備 考
大 科 目	小 科 目	大 科 目	小 科 目
人件費支出		人件費支出	
教員人件費支出	教員(学長、校長又は園長を含む。以下同じ。)に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。	教員人件費支出	教員(学長、校長又は園長を含む。以下同じ。)に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。
職員人件費支出	教員以外の職員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。	職員人件費支出	教員以外の職員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。
役員報酬支出	理事及び監事に支払う報酬をいう。	役員報酬支出	理事及び監事に支払う報酬をいう。
退職金支出		退職金支出	
教育研究経費支出	教育研究のためるために支出する経費(学生、生徒等を募集するためには、除外する。)をいう。	教育研究経費支出	教育研究のために支出する経費(学生、生徒等を募集するためには、支出する経費を除く。)をいう。
消耗品費支出		消耗品費支出	
光熱水費支出	電気、ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。	光熱水費支出	電気、ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。

旅費交通費支出	旅費交通費支出 奨学費支出	管理経費支出 賃貸の奨学生を除く。	
消耗品費支出	消耗品費支出		
光熱水費支出	光熱水費支出		
旅費交通費支出	旅費交通費支出		
借入金等利息支出	借入金利息支出 学校債利息支出 借入金等返済支出	借入金利息支出 学校債利息支出 借入金等返済支出	借入金利息支出 学校債利息支出 借入金返済支出 学校債返済支出
施設関係支出	施設関係支出	施設関係支出	施設関係支出
土地支出	土地支出	土地支出	土地支出
建物支出	建物支出	建物支出	建物支出
構築物支出	構築物支出	構築物支出	構築物支出
建設仮勘定支出	建設仮勘定支出	建設仮勘定支出	建設仮勘定支出
設備関係支出	設備関係支出	設備関係支出	設備関係支出
		標本及び模型の取得のための支出を含む。	標本及び模型の取得のための支出を含む。
		教育研究用機器備品支出 管理用機器備品支出 図書支出 車両支出	教育研究用機器備品支出 その他の機器備品支出 図書支出 車両支出
		ソフトウェア支出	ソフトウェアに係る支出のうち資産計上されるものない。
			→新規

資産運用支出	有価証券購入支出	有価証券購入支出
	<p>第2号基本金引当特定資産購入支出 第3号基本金引当特定資産購入支出 (同)引当特定資産購入支出 収益事業元入金支出。</p> <p>収益事業に対する元入額の支出をいう。</p> <p>並びの変更→</p>	<p>←新規 ←並びの変更</p> <p>(同)引当特定預金への繰入支出 収益事業元入金支出 収益事業に対する元入額の支出をいう。</p> <p>第3号基本金引当資産支出</p>
その他の支出	<p>貸付金支払支出 手形債務支払支出 前期未払金支払支出 預り金支払支出 前払金支払支出</p> <p>収益事業に対する貸付金の支出を含む。</p>	<p>その他の支出</p> <p>貸付金支払支出 手形債務支払支出 前期未払金支払支出 預り金支払支出 前払金支払支出</p> <p>収益事業に対する貸付金の支出を含む。</p>
		<p>(注) 1 小科目については、適當な科目を追加し、又は細分することができる。 2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が甚少なものについては、この限りでない。 3 大科目と小科目の間に適當な中科目を設けることができる。 4 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究経費支出の科目及び管理経費支出の科目に代えて、経費支出の科目を設けることができる。 5 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究用機器備品支出の科目及び管理用機器備品支出の科目に代えて、機器備品支出の科目を設けることができる。</p> <p>(注) 1 小科目については、適當な科目を追加し、又は細分することができる。 2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が甚少なものについては、この限りでない。 3 大科目と小科目の間に適當な中科目を設けることができる。 4 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究経費支出の科目及び管理経費支出の科目に代えて、経費支出の科目を設けることができる。 5 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究用機器備品支出の科目及び管理用機器備品支出の科目に代えて、機器備品支出の科目を設けることができる。</p>

別表第二 事業活動収支計算書記載科目（第19条関係）

大科 目		小科 目		備 考	
学生生徒等納付金	授業料	職講料、補講料等を含む。			
入学金		教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。			
施設設備資金		施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。			
手数料					
入学検定料		その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。			
試験料		編入学、追試験等のために徴収する収入をいう。			
証明手数料		在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。			
寄付金					
特別寄付金		施設設備寄付金以外の寄付金をいう。			
一般寄付金		用途指定のない寄付金をいう。			
現物寄付		施設設備以外の現物資産等の受贈額をいう。			
経常費等補助金		施設設備補助金以外の補助金をいう。			
国庫補助金		日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。			
地方公共団体補助金		日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。			
付随事業収入					
基礎活動収入の額					

現 行

別表第2 消費収支計算書記載科目（第19条関係）

大科 目		小科 目		消費収入の部	
科 目		科 目		備 考	
学生生徒等納付金	授業料	職講料、補講料等を含む。			
入学金		教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。			
施設設備資金		施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。			
手数料					
入学検定料		その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。			
試験料		編入学、追試験等のために徴収する収入をいう。			
証明手数料		在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。			
寄付金					
特別寄付金		施設設備寄付金以外の寄付金をいう。			
一般寄付金		用途指定のない寄付金をいう。			
現物寄付		施設設備以外の現物資産等の受贈額をいう。			
経常費等補助金		施設設備補助金以外の補助金をいう。			
国庫補助金		日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。			
地方公共団体補助金		日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。			
付隨事業収入					

理事及び監事に支払う報酬をいう。

退職給与引当金への繰入を行っていない場合に、当該会計年度における退職金支払額を退職金として記載するものとする。

教育研究のために出す経費（学生、生徒等を募集するために出す経費を除く。）

電気、ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。

貸与の選択金を除く。

教育研究用減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。

教育研究用減価償却資産以外の減価償却額をいう。

資産の賃借残高が当該資産の売却収入金額を超過する場合のその超過額をいい、除却損又は賃借損を含む。

退職給付引当金繰入額
(又は退職金)

教育研究經營

管理用減価償却資産に係る当該会計年度分の
減価償却額をいう。

後取不能引当金への繰入れが不足していた場合に、金額と後取不能引当金額との差額を後取不能額として記載するものとする。

第3号基本金引当特定期貨の運用により生ずる収入をいう。

収益事業会計からの繰入収入をいう。

資產差額分処處

卷四

費水熱光

類却償猶減

卷舌
喉頭
入
2

17

徴収不能引当金繰入
額(又は盤戻不能
額)

徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れていない場合は、当該会計年度において徴収不能となつた場合には、当該徴収不能の金額を徴収不能額として記載するものとする。

会計の部 益の部	その他の収支 活動外支出	科 目		備 考
		大 科 目	小 科 目	
	資産売却差額	施設設備収入	施設設備償付金	資産売却収入が当該資産の帳簿残高を超える場合のその超過額をいう。
	その他の特別収入	現物寄附		施設設備の受取額をいう。
	基業運動収入の部	施設設備補助金		施設設備の払戻等のための補助金をいう。
	基業運動支支出の部	過年度修正額		前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の収入となるもの。
	基業活動支支出の部	大 科 目	小 科 目	備 考
	その他の特別支出	資産処分差額		資産の帳簿残高が当該資産の売却収入金額を超過する場合のその超過額をいい、除却損又は廃棄損を含む。
	基業活動支支出の部	災害損失		前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の支出となるもの。
	基業活動支支出の部	過年度修正額		

(注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。

2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が極少なものについては、この限りでない。

3 大科目と小科目の間に適当な科目を設けることができる。

4 都道府県知事を所轄とする学校法人にあつては、教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて、経費の科目を設けることができる。

(注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。

2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額がきん少なものについては、この限りでない。

3 大科目と小科目の間に適当な科目を設けることができる。

4 都道府県知事を所轄とする学校法人にあつては、教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて、経費の科目を設けることができる。

案正改

第三別表第三管借對照表記載（第33條關係）

資産の部		科 目			備 考	
大 科 目		中 科 目	小 科 目			
固定資産	有形固定資産					
	土地建物	建物に附屬する電気、給排水、暖房等の設備を含む。プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物をいう。				
	構築物	標本及び模型を含む。				
	教育研究用機器備品	建設仮勘定	建設中又は製作中の有形固定資産をいい、工事前払金、手付金等を含む。			
	修理用機器備品		用途が特定された預金等をいう。			
	図書					
	車両					
	建設仮勘定					
	特定資産		第2号基本金引当 特定資産 第3号基本金引当 特定資産 (向)引当特定資産			
	その他の固定資産	借地権	地上権を含む。			
		電話加入権	専用電話、加入電話等の設備に要する負担金額をいう。			
		施設利用権				
		ノフトウエア				
		有価証券	長期に保有する有価証券をいう。			
		収益事業元入金	収益事業に対する元入額をいう。			
		長期貸付金	その期限が賃借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。			
	—特定資産へ					

別表第3 貸借封筒表記載科目（第32条関係）

別表第3 借貸取引記載科目（第33条関係）

流动資産

現金預金	未収入金	学生生徒等納付金、補助金等の貸借対照表日における未収額をいう。 減価償却の対象となる長期的な使用資産を除く。	
貯蔵品	短期貸付金	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。	
短期貸付金	有価証券	一時に保有する有価証券をいう。	
負債の部			
固定負債	大科目	小科目	備考
長期借入金			その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。
学校債			同上
長期未払金			退職給与引当金
退職給与引当金			退職給与規程等による計算に基づく退職給与引当額をいう。
流動負債			
短期借入金			その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいい、資金借り入れのために振り出した手形上の債務を含む。
1年内償還予定			その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。
学校債			物品の購入のために振り出した手形上の債務の債務に限る。
手形債務			教職員の源泉所得税、社会保険料等の預り金をいう。
未払金			
前受金			
預り金			
純資産の部			
第1号基本金	大科目	小科目	備考
第2号基本金			第30条第1項第1号に掲げる額に係る基本金をいう。
第3号基本金			第30条第1項第2号に掲げる額に係る基本金をいう。
			第30条第1項第3号に掲げる額に係る基本金をいう。

第2号基本金	第30条第1項第2号に掲げる額に係る基本金をいう。	第4号基本金	第30条第1項第4号に掲げる額に係る基本金をいう。
第3号基本金	第30条第1項第3号に掲げる額に係る基本金をいう。	消費収支差額の部	
第4号基本金	第30条第1項第4号に掲げる額に係る基本金をいう。	科 目	備 考
経費収支差額	(河)年度消費支出準備金 翌年度繰越消費収入超過額（又は翌年度繰越消費支出超過額）	(河)年度消費支出準備金 翌年度繰越消費収入超過額（又は翌年度繰越消費支出超過額）	特定の会計年度の消費支出に充当するために留保した額をいう。

(注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができます。
 2 都道府県知事を所轄とする学校法人にあつては、教育研究用機器備品の科目及び監理用機器備品の科目に代えて、機器備品の科目を設けることができる。